

## 市立伊丹病院あり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 阪神北圏域における市立伊丹病院のあり方を検討するため、市立伊丹病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を伊丹市長に報告する。

- (1) 阪神北圏域における市立伊丹病院の診療機能、ならびに地域医療のあり方
- (2) その他、阪神北圏域における市立伊丹病院のあり方に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる13人以内の委員で組織する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部地域医療担当、及び市立伊丹病院事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議に限り、第5条第1項、第3項及び第4項中「委員長」とあるのは「健康福祉部長」として、これらの規定を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月26日から施行する。

(別表)

区 分	所属団体等	氏 名
地元関係者	伊丹市医師会 会長	常 岡 豊
	伊丹市歯科医師会 会長	森 田 健 司
	公募市民	多 田 正 志
	公募市民	金 川 美也子
関連大学	大阪大学大学院医学系研究科 教授	澤 芳 樹
医療関係者	宝塚市医師会 会長	栗 田 義 博
	川西市医師会 会長	藤 末 洋
	宝塚市病院事業管理者	明 石 章 則
	近畿中央病院 院長	有 田 憲 生
兵庫県	兵庫県 健康福祉部 健康局長	松 原 昭 雄
伊丹市	伊丹市病院事業管理者	中 田 精 三
	市立伊丹病院 院長	飯 石 浩 康
	伊丹市 健康福祉部長	坂 本 孝 二